

# ○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例

昭和 47 年 3 月 28 日条例第 7 号

最終改正 令和 5 年 2 月 15 日条例第 2 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

**第 2 条** 特別職の職員の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。ただし、常勤の職員で委員を兼ねるものについては支給しない。

2 日額による報酬は、月の初日から月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を支給する。

3 月額による報酬は、その職についたときからその職を離れたときまで支給する。この場合において、月の中途にその職についたとき、又はその職を離れたときは、その当月分の報酬を日割計算により支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。

4 年額による報酬は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを計算期間とし、その期間の中途において、その職についたとき、又はその職を離れたときは、その日の属する月から起算し、若しくはその日の属する月までを月割計算により支給する。この場合において、月の中途にその職についたとき、又はその職を離れたときは、その当月分の報酬を当該月の現日数を基礎として日割計算により支給する。ただし、死亡によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。

5 前 2 項に規定する報酬は、いかなる場合も重複して支給しない。

(費用弁償)

**第 3 条** 特別職の職員が職務のため出張したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第 2 のとおりとする。

(支給方法)

**第4条** 報酬及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

(委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則**

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和48年12月26日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

**附 則** (昭和52年12月19日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和54年6月27日条例第9号)

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

**附 則** (昭和55年3月7日条例第4号)

(施行日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

**付 則** (昭和57年7月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則** (昭和62年3月5日条例第3号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

**付 則** (平成2年3月5日条例第2号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

**付 則** (平成2年6月15日条例第6号)

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

**付 則** (平成5年2月22日条例第3号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

**付 則** (平成11年3月31日条例第2号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**付 則** (平成15年3月3日条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**付 則** (平成16年12月7日条例第5号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 11 月 16 日条例第 7 号）

この条例は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 11 月 21 日条例第 4 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

5 第 4 条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成 20 年 10 月 22 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 2 月 21 日条例第 1 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 11 月 21 日条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 29 年 12 月 1 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 5 年 2 月 15 日条例第 2 号）

（施行期日）

**第 1 条** この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**第 2 条～第 4 条** （略）

別表第1（第2条関係）

| 職 名            |                   | 報 酬 額                                  |
|----------------|-------------------|--|
| 監 査 委 員        | 識見を有する者の中から選任された者 | 年額 35,000 円                            |
|                | 組合議会議員の中から選任された者  | 年額 20,000 円                            |
| 教育委員会          | 委 員               | 日額 10,000 円                            |
| 運営審議会          | 会 長               | 日額 9,000 円                             |
|                | 委 員               | 日額 8,000 円                             |
| 公務災害補償等認定委員会委員 |                   | 日額 25,000 円の範囲内で管理者が定める。               |
| 公務災害補償等審査会委員   |                   | 日額 25,000 円の範囲内で管理者が定める。               |
| 情報公開・個人情報保護審査会 | 会 長               | 日額 10,000 円                            |
|                | 委 員               | 日額 9,000 円                             |
| 特別職報酬等審議会委員    |                   | 日額 9,000 円                             |
| 行政不服審査会        | 会 長               | 日額 10,000 円                            |
|                | 委 員               | 日額 9,000 円                             |
| 嘱 託 員          |                   | 日額 12,000 円又は月額 400,000 円の範囲内で管理者が定める。 |

別表第2

| 区 分 | 鉄道賃 | 船 賃      | 航空賃 | 車 賃<br>〔1キロメートルにつき〕 | 宿 泊 料<br>〔1泊につき〕 | 食 事 料<br>〔1夜につき〕 |
|-----|-----|----------|-----|---------------------|------------------|------------------|
| 支給額 | 実 費 | 1等<br>実費 | 実 費 | 円<br>23             | 円<br>15,000      | 円<br>1,800       |